方針3　人がいきいきとつながるまち

（１）防災 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

（２）防犯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

（３）交通安全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

（４）障害者福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

（５）ひとり親家庭等福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

（６）地域福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

（７）生活支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

（８）高齢者福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

（９）子育て支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

(10) 消防・救急 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

(11) 地域医療 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

(12) 保健衛生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

(13) 健康増進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

(14) 食育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

(15) 墓園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

(16) 勤労者福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

(17) 消費者保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

1　防災

現状と課題

わが国では、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震により甚大な被害を受け、県内においても同年８月末豪雨により、岡崎市で１時間当たりの雨量が全国歴代７位の 146.5㎜を記録するなど、自然の猛威に脅威を抱く地震や風水害が多発しています。今後も東海地震や東南海･南海地震の発生が予想され､本町においても震度６弱以上が予想されるなど、被害は甚大になることが指摘されており、迅速に対応できる防災体制整備が必要です。

本町では、平成20年４月に全国初の取り組みとして、被災者生活再建支援法（※）の対象となる自然災害が発生した場合に備え、支援金を支給できる長久手町被災者生活再建支援金交付要綱を策定しました。また､防災マップを中心に家庭への防災対策の啓発に努め、自主防災組織の立ち上げ説明会や防災講習会、防災倉庫や資機材の支援を行い、建築物の耐震化の促進など減災対策にも取り組んできました。

しかしながら、住民の転出入者が多い本町では、災害が発生した際、住民同士による情報伝達不足が懸念され、町から住民への情報伝達手段の経路も十分ではありません。そのため、住民間での連携を深めるとともに、個々の防災意識の向上が課題となっています。町から住民への情報伝達手段についても様々な経路を模索し、その中でも有効な伝達手段を早急に整備する必要があります。

■自治会等での防災講習会実績

実施年度	実施団体数	実施回数
H17(2005)	8団体	17 回
H18(2006)	15 団体	27 回
H19(2007)	24 団体	43 回

資料：安心安全課

こんなまちづくりを目指します

コミュニティー活動の一つとして、防災活動を通じて住民の防災意識の向上と連携の強化を図り、災害発生時に被害を最小限に留めるとともに、今後も自主防災組織の育成に努めることにより、住民の生命・財産を守る安心安全なまちづくりを目指します。

実現の柱は・・・

防災
- （１）自主防災組織の確立
- （２）自主防災意識の向上
- （３）防災体制の強化
- （４）減災のための支援

※被災者生活再建支援法：平成７年に起こった阪神・淡路大震災をきっかけに制定され、自然災害の被災者への支援に道を開いた法律。

柱の中身は・・・

（1）自主防災組織の確立

・各地域の自主防災組織の強化を図るため、日頃から住民が気軽に参加できる自治会単位での住民主導の防災訓練を実施します。
・消防団や企業等の自衛消防組織（※）、防災ボランティアとの連携を深めるなど防災体制の確立を図ります。
・災害時に迅速に防災活動を行えるようにするため、地域ごとに防災倉庫を設置するとともに防災資機材の充実に努め、自主防災組織設立を援助します。

（2）自主防災意識の向上

・災害に備えて平常時から住民に対して、適切な行動がとれるよう啓発活動を行い、「自分の身は自分で守る」という自主防災意識を高めます。
・防災知識向上のため、防災講習会を開催し、平常時、災害時の対応方法の普及に努めます。
・幼少年期から防災教育を実施し、地域の防災活動への積極的な参加を呼びかけ、防災意識の向上を図ります。
・小中高生を対象とした防災訓練を定期的に開催し、防災・減災に対する知識の向上を図ります。

（3）防災体制の強化

・自主防災組織の人員を有効に活用するため、自主防災組織の活動を指導するリーダーの育成を図るとともに、災害時に組織が迅速に行動できるよう、平常時から資機材の取り扱いをはじめとする各種訓練を行うことができる環境を整備します。
・防災行政無線（同報系無線）（※）を整備し、災害に関する情報を屋外拡声機、サイレン、町ホームページ、ＣＡＴＶ、コミュニティー放送などを活用し、迅速に住民に周知伝達できるシステムの確立を図ります。
・災害時要援護者に配慮した避難所及び支援体制の確立を図ります。
・備蓄資機材の充実、備蓄食糧の分散備蓄の検討を図ります。

（4）減災のための支援

・木造住宅への無料耐震診断及び耐震改修工事費補助制度により、建物の倒壊の減少を図ります。
・高齢者世帯に対し、家具転倒防止事業を行い、家具の転倒による圧死の減少を図ります。
・生垣補助制度により、ブロック塀倒壊による死傷者の減少を図ります。
・町独自制度の被災者生活再建支援法交付金により、被災者への支援を図ります。

関連する町の計画

・長久手町地域防災計画

※自衛消防組織：消防法において設置が義務づけられている一定規模を有する事業所等の自衛の消防組織。
※防災行政無線：市町村が防災行政のために設置・運用する防災無線。

2　防犯

現状と課題

本町では、平成 17 年に防犯活動の拠点としてセーフティステーションを設置し、巡回パトロールを強化し、防犯街路灯の設置を推進するなど、犯罪抑止に努めてきました。また、安全な地域社会の実現を図るため、平成 20 年には「安心で安全なまちづくり条例」を制定し、犯罪のない安心で安全なまちづくりに関する基本的な考えを示しました。地域においては、防犯協会、防犯委員、自主防犯ボランティアとして登録する 15 団体や様々な団体が連携して防犯活動に取り組んでいます。

しかしながら、犯罪発生件数は年間約 600 件を超え、県内市町村の中でも比較的高い犯罪発生率となっています。犯罪は地域のコミュニケーションが希薄なところに発生しやすいといわれています。犯罪のない安心で安全に暮らせるまちにするためには、警察をはじめ行政や地域の自主防犯ボランティアが情報を共有し、防犯街路灯などの施設整備を引き続き推進するとともに、住民一人ひとりが防犯意識を高め、自治会をはじめとして地域の様々な団体が自主的な防犯活動に取り組むことにより、地域力を高めることが重要な課題です。

■年別街頭犯罪推移

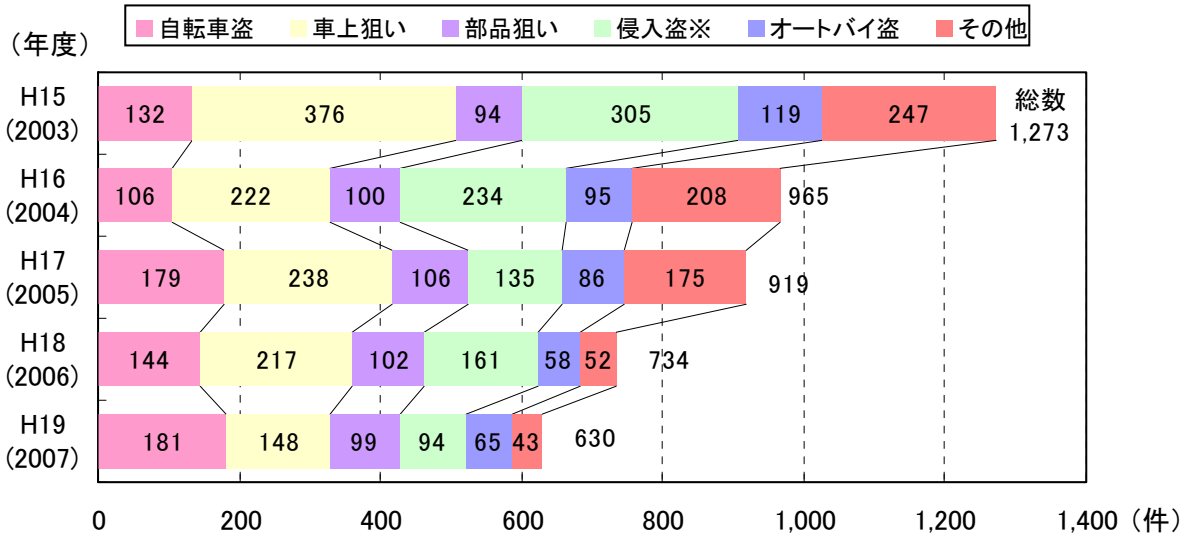

※H15～17 年は、住宅対象侵入盗のみ。H18 以降は住宅対象侵入盗に事務所・学校荒し等含めた侵入盗。

資料：安心安全課

こんなまちづくりを目指します

犯罪のない安心で安全に暮らせるまちにするため、住民一人ひとりが防犯意識を高め、地域が一体となって協力体制を構築して取り組むことにより、防犯に対する地域力を高めるまちづくりを目指します。

実現の柱は・・・

防犯

- （１）地域防犯力の向上
- （２）防犯情報の共有化
- （３）防犯ボランティア団体の育成
- （４）夜間でも安心して歩けるまちづくり
- （５）交番の設置

柱の中身は・・・

（１）地域防犯力の向上

・セーフティステーションを拠点として青色回転灯付きパトロールカーによる防犯活動を継続して行い、警察や自治会、地域の自主防犯ボランティア団体や関係団体等と連携して安全パトロールを実施するなど、「安心で安全なまちづくり条例」に基づき、地域全体の防犯力の向上を図ります。

・子どもが不審者に声をかけられるなど危険にさらされた際、地域において「子ども 110 番の家」となっている家庭や店舗で子どもを保護して警察に通報する「子ども 110 番制度」の一層の充実を図ります。

（２）防犯情報の共有化

・被害者の個人情報や住民の犯罪不安感に十分配慮しつつ、携帯電話への防犯情報のメール配信など身近な犯罪の発生状況の情報の共有化を図ります。

（３）防犯ボランティア団体（※）の育成

・自治会、ＰＴＡ などによる自主的な防犯活動を促すため、防犯のノウハウに関する情報の提供、活動資材支援など、人材の養成と防犯ボランティア団体の育成を図ります。

（４）夜間でも安心して歩けるまちづくり

・女性や高齢者が一人でも安心してまちを歩けるよう、防犯街路灯の適正な配置や門灯・玄関灯の点灯促進啓発を行うとともに、センサーライト取り付け補助をはじめとする高齢者防犯対策事業の充実を図ります。

（５）交番の設置

・人口増加が著しい本町において、都市化の進展に伴う犯罪や交通事故の増加など、治安や生活環境の悪化に対する住民不安を解消するため、新たな交番の設置を積極的に働きかけます。

※防犯ボランティア団体：地域を自らの手で守るという意思により「地域安全活動」を行う団体。活動内容は登下校時の子どもの見守りや、夜の防犯パトロールなどである。

3　交通安全

現状と課題

本町は、平成 18 年に第８次となる長久手町交通安全計画を策定し、警察、学校関係者や自治会などの各種団体と「長久手町交通安全推進協議会」を組織して、早朝の交通安全監視活動など各季の交通安全運動を実施し、住民への啓発に努めてきました。また、歩道や交通安全施設（※）の整備など、交通環境の整備も積極的に実施してきました。これらの成果として、人口が増加したにもかかわらず、過去８年間の交通事故の発生はほぼ横ばいで推移してきています。ドライバーや歩行者の意識の高揚とともに、引き続き安全な道路環境の整備を進めることが求められています。

本町の特徴として、町内及び周辺に高校や大学が多数あることから、高校生や大学生への自転車､原動機付バイクなどの運転マナー向上の意識啓発も必要となってきます｡また､年々高齢者の交通事故も増加しており、高齢者に対する交通安全の意識啓発や教育、自動車から公共交通への利用転換の促進も必要となります。

■交通事故発生件数の推移

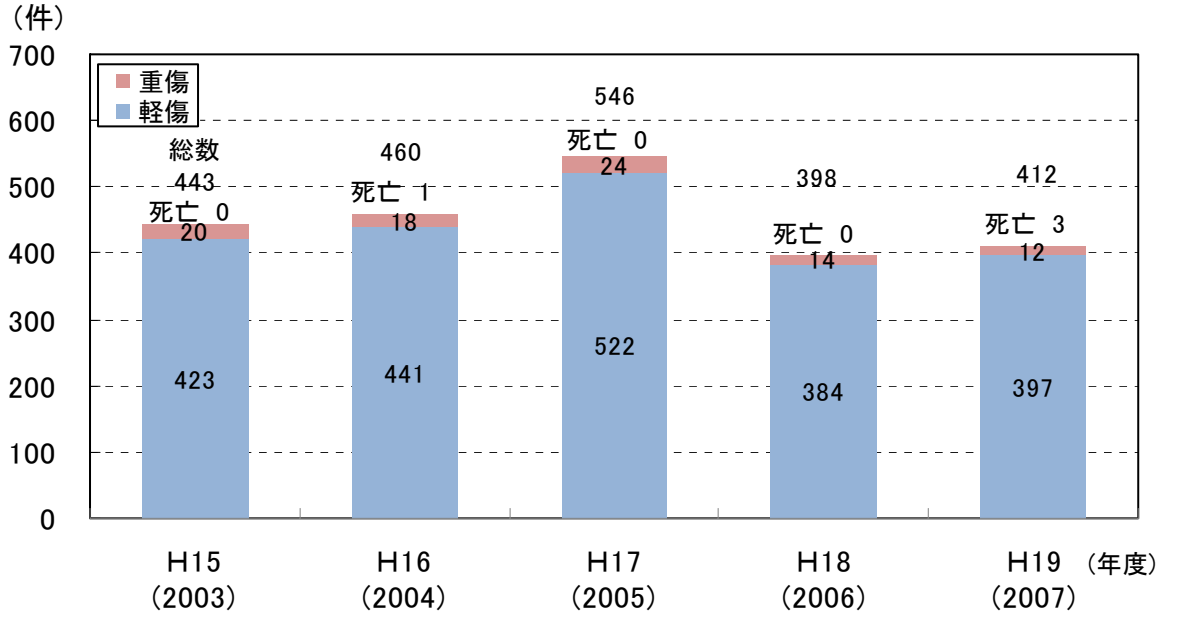

資料：愛知警察署

こんなまちづくりを目指します

高齢者や児童、生徒などの交通安全意識を向上するとともに、交通ルールを遵守するよう啓発し、道路環境を一層整備するなど、交通事故死ゼロへの取り組みを通して交通安全を確保し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

※交通安全施設：交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して整備される交通管制センター、信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示などの施設。

実現の柱は・・・

交通安全

- （１）交通安全教育の充実
- （２）交通安全啓発の充実
- （３）交通環境の改善
- （４）公共交通の利用転換

柱の中身は・・・

（１）交通安全教育の充実

・児童、生徒を対象とした自転車の走行ルールなどの交通安全教室を開催するとともに、大学生を対象に自転車・原動機付バイクの運転マナーの啓発を行い、高齢者への交通ルール遵守の啓発を図るなど、生涯を通じた交通安全意識の普及に努めます。また、事業所を対象とした安全運転教育も推進します。

（２）交通安全啓発の充実

・新入児童、生徒への交通安全資材（黄色帽子など）を支給し、登下校でのＰＴＡなどとの交通安全啓発巡回を充実するなど、子どもを交通事故から守るための環境整備を図ります。

・年末年始の飲酒運転撲滅キャンペーンや交通事故死ゼロ街頭啓発、街頭宣伝カー活動での啓発を通じて、交通マナーやモラルの向上を図ります。

・交通安全啓発のボランティア活動に資材等の支援を行っていきます。

（３）交通環境の改善

・ＰＴＡなどと協力して通学路交通安全点検を実施し、歩車道分離、道路照明、信号機設置、道路標識など地域住民からの交通安全に対する要望をもとに、関係機関と調整して交通環境の改善に努めます。

・警察への駐車違反車両などの取締り要請を行うとともに、公共の場所での放置自転車の撤去を推進します。

（４）公共交通の利用転換

・自動車利用の拡大に伴う交通渋滞は、交通事故の発生原因にもつながることから、公共交通への利用転換を図ります。特に高齢者については、高齢化社会の進展により高齢者ドライバーの交通事故の増加が予想されることから、運転免許証の返納を促進するなど、積極的に公共交通への利用転換を働きかけます。

関連する町の計画

・第８次長久手町交通安全計画

4　障害者福祉

現状と課題

障害者（児）の施策としては、平成 15 年度に措置制度から支援費制度（※）に変わり、障害者自らが希望する福祉サービスが受けやすくなりました。その後、平成 18 年度からは障害者自立支援法（※）が施行され、自立した生活が送れるように必要なサービスが提供できる仕組みができた一方、サービス利用料の一部を利用者が負担することになりました。

本町においては、平成 18 年に策定した第２次障害者基本計画に基づき、日常生活から医療への支援、自立に向けた機能回復訓練や集団生活への適応指導など、「支え合う　思いやりのまち　ながくて」の基本目標のもと、様々な施策を実施してきました。障害者（児）の数は、人口の増加や病気や事故等による中途障害者が増加傾向にあることに加え、本人の高齢化とともに介護する家族等の高齢化も進み、障害者を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。今後は、障害の内容や程度に合った適切な支援が提供できるよう、相談体制の強化や障害のある人が障害のない人と同じ地域で安心して暮らすことができるよう支援体制を強化していくことが求められています。

■障害者数の推移

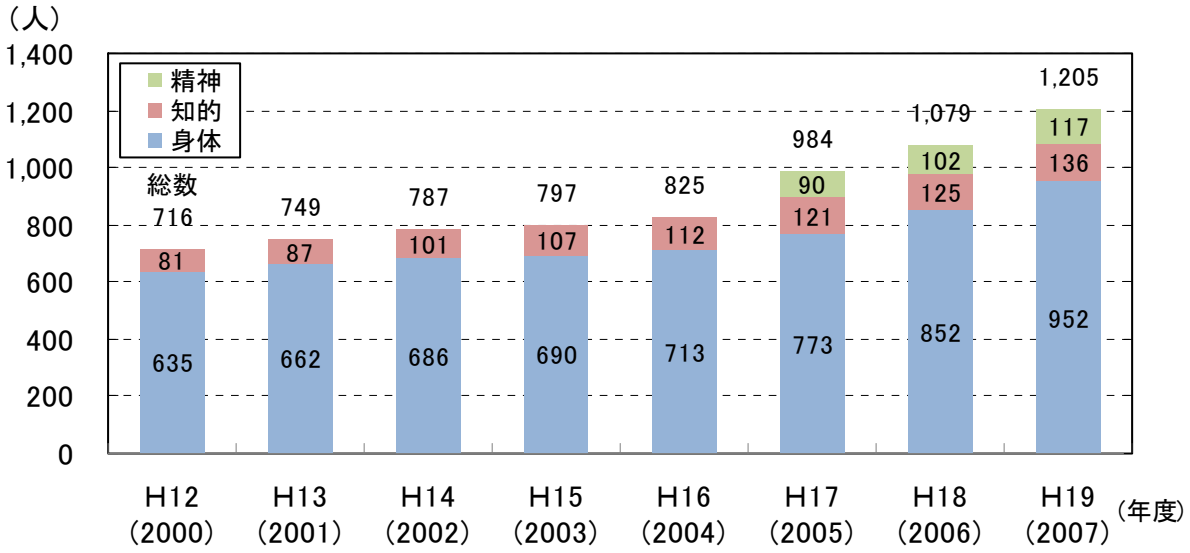

※：平成 17 年度より県から町へ精神障害者保健福祉手帳交付事務を移管。

資料：福祉課

こんなまちづくりを目指します

障害を持つ人とその家族が地域で安心していきいきと暮らすことができ、自立して社会参加のしやすいまちを目指します。

※措置制度、支援費制度：平成 15 年に行政が障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者が契約に基づきサービスを選択し利用する「支援費制度」へと変更になった。

※障害者自立支援法：障害者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことを目的として制定された法律。

実現の柱は・・・

障害者福祉

- （１）相談支援体制の充実
- （２）障害福祉サービスの充実
- （３）人にやさしいまちづくりの促進
- （４）就労支援の促進

柱の中身は・・・

（１）相談支援体制の充実

・障害者(児)本人及び保護者からの相談に対し、必要に応じて関係機関を集めて個別支援会議を開催し、困りごとを解決するためのネットワークを構築します。
・精神の障害者に対し、専門の相談員の補充や保健センターとの連携を強化し、相談事業の充実を図ります。

（２）障害福祉サービスの充実

・身体・知的・精神それぞれ異なる障害者が地域で暮らし続けられるよう、居宅介護（ホームヘルパーの派遣）・ショートステイなどの自立支援給付や、日中一時支援・移動支援など地域生活支援事業を中心としたサービスの充実を図ります。

（３）人にやさしいまちづくりの促進

・障害を持つ人をはじめとする、すべての人が利用しやすい公共施設及び道路等のインフラ整備を推進するため、ユニバーサルデザイン（※）のまちづくりに向けた普及・啓発に努め、人にやさしい都市空間の実現を目指します。

（４）就労支援の促進

・通所授産施設（※）など福祉的な就労から一般就労への移行を促進するため、福祉関係機関、ハローワーク、愛知障害者職業センター等との連携を強化し、町内事業者への働きかけに努め、地域で社会参加できる体制づくりを推進します。

関連する町の計画

・長久手町第２次障害者基本計画
・長久手町第２期障害福祉計画

※ユニバーサルデザイン：「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方に基づくデザイン。
※通所授産施設：障害者向けに、作業を通じて健康維持や生活習慣を習得させることを目的とする施設。

5　ひとり親家庭等福祉

現状と課題

全国的にひとり親家庭等は年々増加しており、本町においても同様の傾向にあります。母子家庭であれば就業、父子家庭であれば家事など、それぞれの家庭で抱える問題も様々です。また、これらの家庭では、就業、家事、子育てをすべて一人で担わなければならないことから、経済的に厳しい状況に置かれている人も少なくありません。

こうした様々な問題に対して、不安や悩みを解消するための生活相談、町遺児手当（※）や医療費助成制度等による経済的自立支援、家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭日常生活支援事業による生活支援や、ひとり親の就業自立支援を実施してきました。ひとり親家庭等は今後も増加が見込まれるため、子どもの療育面での支援やひとり親の就業支援や精神面のケアなど、様々な角度からそれぞれの状況に応じた支援が必要となります。

■町遺児手当の受給者及び支給対象児童数の推移

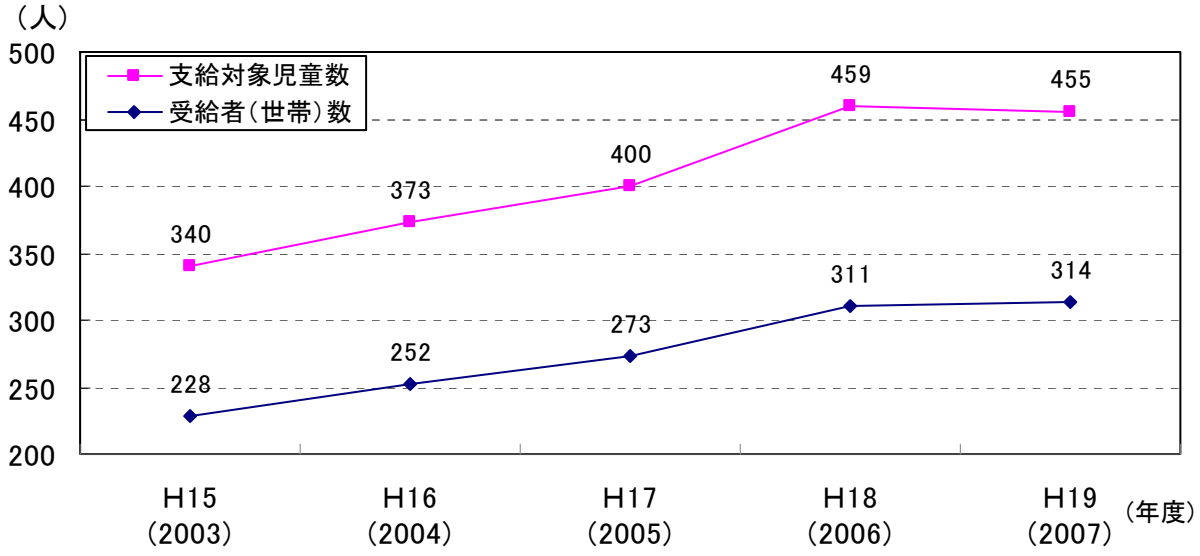

資料：福祉課

こんなまちづくりを目指します

現在の生活や将来の暮らしに不安を抱くことのないよう、経済面、精神面の両方からひとり親家庭の自立を支援する体制の整ったまちを目指します。

※町遺児手当：父又は母が死亡または重度の障害を抱える等の理由により、児童及び養育している人に支給する本町の制度。

実現の柱は・・・

ひとり親家庭等福祉

- （1）経済的自立の支援
- （2）相談支援体制の充実
- （3）生活・就業の自立支援
- （4）地域の支え合いによる交流促進
- （5）子育ての支援

柱の中身は・・・

（1）経済的自立の支援

・ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、各種手当の給付や医療費助成等の経済的援助の充実を図るなど、引き続きそれぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

（2）相談支援体制の充実

・母子自立支援員等を配置し、ひとり親家庭等が抱える経済的及び家事・子育て等様々な不安や悩みの解消に努めるとともに、就業や資金の貸付など自立促進のための相談・支援体制の充実に努めます。

・ひとり親家庭の自立に必要な職業能力の向上及び求職活動等についての情報提供や相談・指導の支援を充実します。

（3）生活・就業の自立支援

・ひとり親家庭等が修学や疾病などで一時的に家事援助、保育サービス等が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭日常生活支援事業などにより、生活及び就業の両面での支援の充実を図ります。

（4）地域の支え合いによる交流促進

・日々の生活に追われ、子どもとのふれあいが不足がちなひとり親家庭に対し、親子の結びつきを深めるとともに、ひとり親家庭相互の交流を図る場を提供するための事業を実施します。

（5）子育ての支援

・ひとり親家庭が、安心して子育てと就業が両立できるよう多様な子育てや放課後児童健全育成施策等を拡充するほか、保育所の優先入所を行います。

6　地域福祉

現状と課題

本町では、近年整備された介護保険制度や障害者自立支援法に基づき、公的サービスによる在宅福祉の基盤を整えてきました。

全国的に少子高齢化が進む中、本町でも高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者や後期高齢者（※）のいる世帯が増加しています。また、地域の連帯感の希薄化による子育て家庭の孤立や児童虐待の増加など、子どもが巻き込まれる犯罪が増加しています。このような現状に加えて、今後も高齢者世帯はますます増加し、子どもに関する様々な問題も増え続けることが予想されることから、公的サービスのみでは住民が満足する地域福祉サービスの供給は困難になることが予想されます。

今後は、早急に地域福祉計画を策定し、地域における身近な生活課題に対し、住民がお互いに支えあう共助体制や、地域住民、事業者（ＮＰＯ、福祉事業者）、行政など様々な団体による協働体制など、新たな地域福祉のあり方を確立する必要があります。

■社会福祉協議会のボランティア登録者・団体数の推移

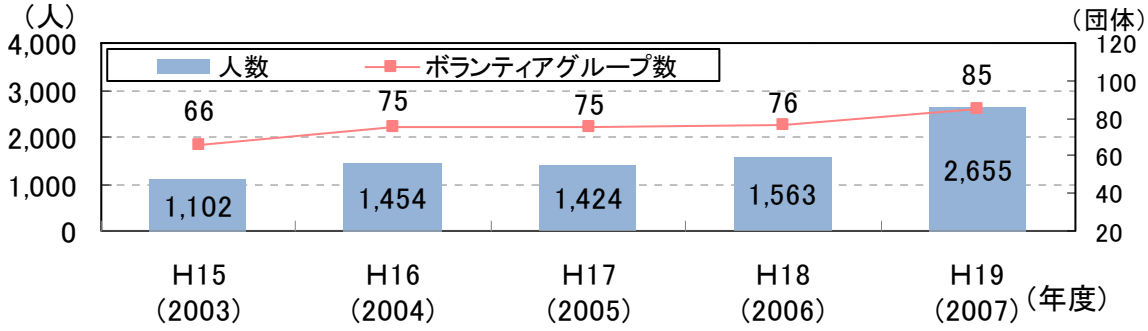

資料：社会福祉協議会

こんなまちづくりを目指します

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、地域の助けあいによる地域福祉を推進し、お互いに支えあうまちを目指します。

実現の柱は・・・

地域福祉

- （１）地域福祉計画の策定
- （２）地域福祉体制の充実
- （３）要援護者の支援体制の確立
- （４）在宅サービスの充実
- （５）人権擁護の推進

※後期高齢者：75 歳以上の人。なお、「高齢者」とは一般に 65 歳以上の人。

柱の中身は・・・

（１）地域福祉計画の策定

・地域住民やボランティア団体、ＮＰＯ、民間事業者などと連携しながら地域で助けあうまちづくりの指針となる地域福祉計画を策定し、相互の支え合い活動が活発な地域社会を形成します。

（２）地域福祉体制の充実

・地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会との連携を強化し、協議会の活動や組織体制の強化を図り、時代の流れに対応した自主的・計画的な地域福祉サービスの展開を図ります。

・地域が一体となって見守り、支え合う活動を推進するため、地域コミュニティーやＮＰＯ、民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティアセンターやまちづくりセンター、その他関係団体等との連携を強化し、ネットワーク化を図ります。また、こうした地域の活動の中核となる新たな中間組織の構築についても検討します。

（３）要援護者の支援体制の確立

・地域と行政が連携し、ひとり暮らしや後期高齢者、障害者世帯を把握し、日常においてこれらの要援護者への見守りや助けあい活動を推進するとともに、災害時などの緊急時には、迅速かつ的確な支援が行えるよう体制づくりを整備します。さらに、介護や特別な配慮が必要な援護者のための福祉避難所を確保します。

（４）在宅サービスの充実

・地域包括支援センターなどの相談所を身近な場所に設置し、いつまでも在宅で安心した生活が営めるよう相談窓口の充実を図ります。

（５）人権擁護の推進

・判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など本人のみで日常生活を営むのが困難な者）が、地域において自立した生活が送れるよう支援するとともに、虐待やＤＶ（※）に対して、関係機関の強化を図り、迅速で的確なサポート体制の構築を図ります。

関連する町の計画

・長久手町第５次高齢者保健福祉計画及び第４期介護保険事業計画
・長久手町第２次障害者基本計画

※ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）：夫や恋人からの暴力。

7　生活支援

現状と課題

本町では、生活支援(※)を受ける被保護世帯数が年々増加しており、今後も増加し続けることが予測されます。生活支援を受ける例としては、社会情勢の変化、景気の低迷、人口の流入といった例が挙げられます。

今後の高齢者人口の増加に伴い、経済的援助だけでなく、就労支援や生きがいの持てる生活指導を行うことにより、生活意欲と自立意識を高め、生活を安定させる基盤づくりが求められます。また、人口増加に伴い、社会福祉法で規定されている「福祉に関する事務所」を設置し、社会福祉主事など専門職員を育成する準備が必要です。

■生活支援者数・世帯数の推移

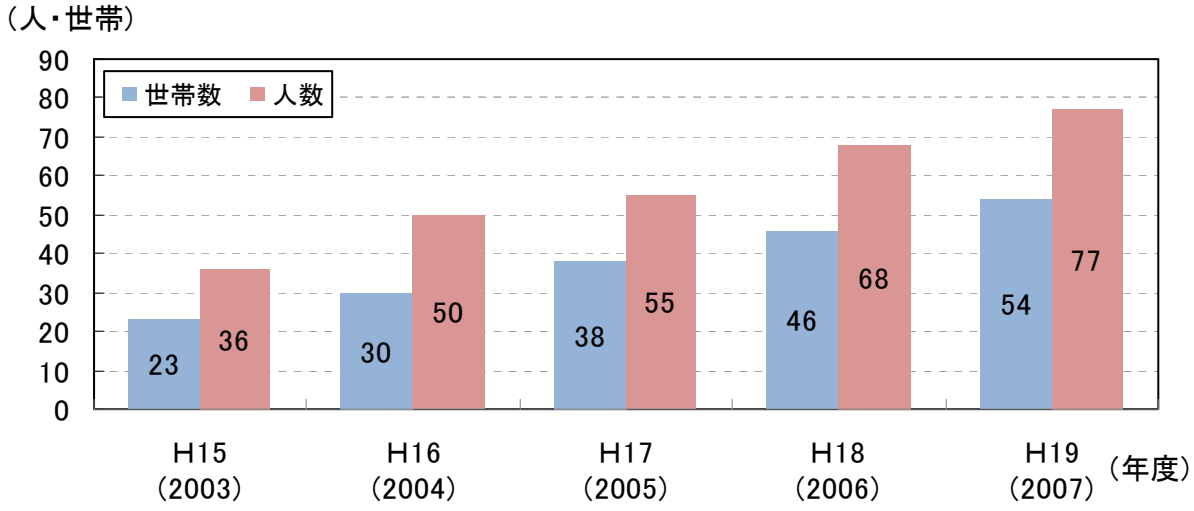

資料：福祉課

こんなまちづくりを目指します

生活支援対策を充実して、だれもが健康で文化的に暮らすことができるまちを目指します。

※生活支援：生活保護法に基づき、生活に困っている人に対して、その程度に応じた経済的な援助を中心として、一日も早く自力で生活を立て直すために援助する国の制度。

実現の柱は・・・

生活支援
- （1）自立生活支援
- （2）生活安定のための支援

柱の中身は・・・

（1）自立生活支援

・基本的人権の一つである生存権を尊重し、困窮の程度に応じ必要な保護を行うため、要支援世帯の実態把握に努めます。
・民生委員と連携を図り、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けた支援や就職の相談・斡旋等を支援します。
・生活支援申請を受けた場合は、的確で迅速に保護が受けられるよう手続きを進め、居住地の確保への支援など、生活初期段階からきめ細やかな支援に努めます。

（2）生活安定のための支援

・低所得世帯の生活の安定、向上を図るため、民生委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携して、生活支援以外の制度や施策を含めた相談や指導ができる窓口体制等を充実します。

8　高齢者福祉

現状と課題

平成 12 年度に創設された介護保険制度により、ケアマネジメントが導入され、多職種が協働して高齢者を支える仕組みが定着してきましたが、医療の進展と長寿命化に伴い、寝たきりの高齢者や認知症高齢者が増加し、介護の長期化に伴う様々な問題が老後の最大不安要因となってきました。また、平成 20 年には後期高齢者医療制度（※）が創設され、75 歳以上の高齢者を対象とした医療制度がはじまりました。

本町の高齢化率は、平成 17 年国勢調査において全国 4 位と非常に低いものの、今後は団塊の世代の高齢化が進み、高齢者人口は確実に増加するものと見込まれます。健康な高齢者が生活機能の低下を招かないよう、地域での介護予防・生活支援が課題となっています。また、ひとり暮らし高齢者や後期高齢者世帯への増加に対応し、地域社会において安心で安全な生活ができるような体制づくりが求められています。さらに、自助・共助の実現に向けて、豊かな経験や知識を持った元気な高齢者の力を地域に生かすことが期待されています。

■高齢者数の推移（各年度末現在）

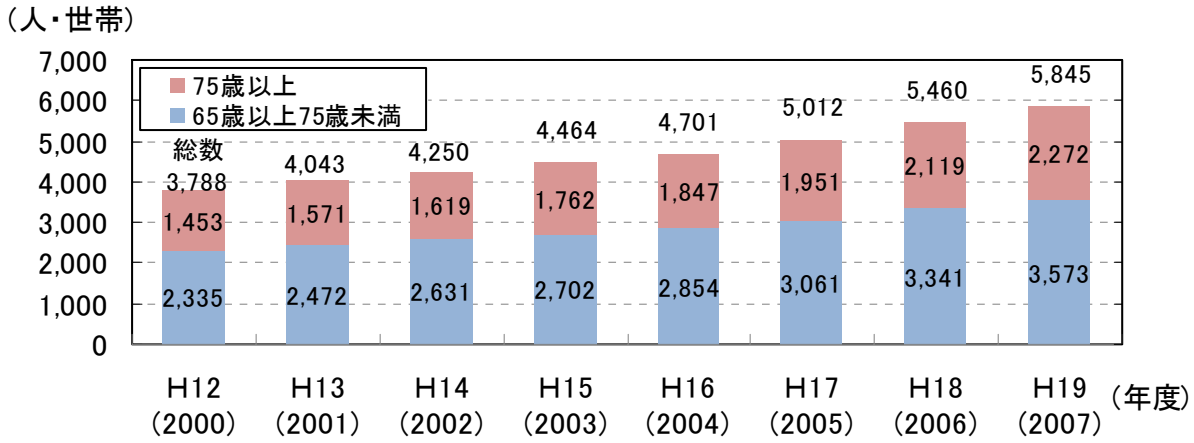

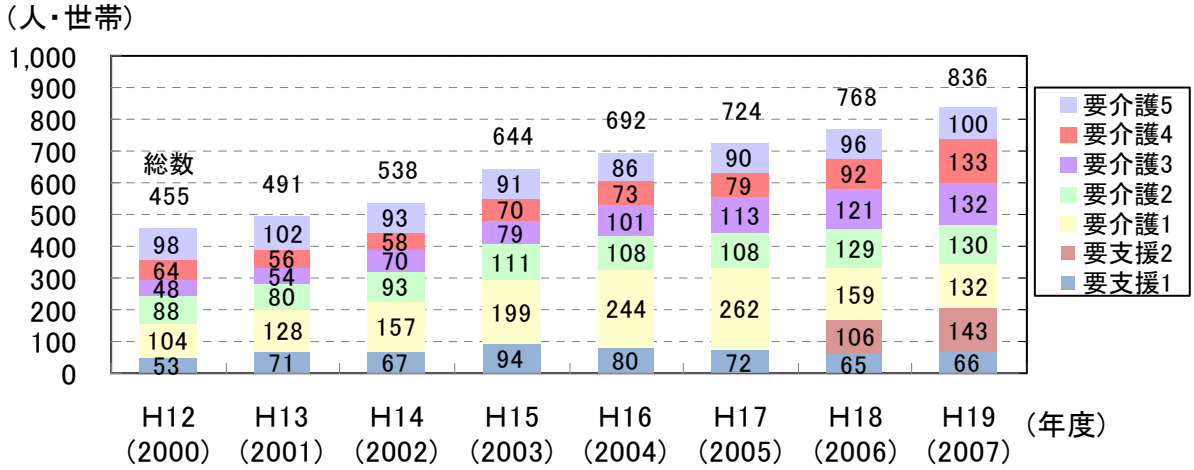

資料：福祉課

※後期高齢者医療制度：75 歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療制度。

こんなまちづくりを目指します

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすことができ、生きがいを持って明るく元気に暮らせるまちを目指します。

実現の柱は・・・

高齢者福祉

- （１）介護予防の充実
- （２）地域支援体制の充実
- （３）生きがいづくり

柱の中身は・・・

（１）介護予防の充実

・介護状態を予防するため、要介護認定者、元気高齢者を含むすべての高齢者を対象に、口腔機能向上、筋力向上トレーニング、栄養改善事業などを実施します。

・生活機能が低下している高齢者に対しては、通所または訪問により、要介護状態になることの予防や要介護状態の悪化防止に努めます。

（２）地域支援体制の充実

・高齢者やその家族からの介護相談や閉じこもり、うつ等を防ぐための相談など地域包括支援センターの相談窓口を強化します。

・介助・家事サービス、宅配給食サービス、福祉用具の貸与・給付、ＩＣ化された「あったかぁど」の導入、デイサービスの充実など、高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を送るための支援を行います。

・地域の中で高齢者を支援する人材を育成するため、ＮＰＯや福祉事業者等と連携し、介護相談や認知症ケア、ホームヘルパー等の養成講座を実施します。また、ボランティアプラザ（社会福祉協議会）やまちづくりセンターとの連携を図り、高齢者を地域で支えるボランティア活動の活性化を図ります。

（３）生きがいづくり

・高齢者の引きこもりを解消するため、高齢者優待事業の充実を図ります。また、地域での活動や趣味・娯楽に役立つ生涯学習、生涯スポーツ活動の充実に努め、受講者の窓口を拡充するとともに、豊富な知識や経験を様々な形で生かす仕組みづくりを行います。

・高齢者同士のつながりを強化するため、老人クラブの加入率の増加や組織活動の活性化への支援を行い、地域での役割を明確にした上で、活動の場の拡充を図ります。

・高齢者の様々な社会参加の機会を拡充するため、シルバー人材センターをはじめ、町内事業者やＮＰＯ等と連携し、高齢者が持つ技能や豊富な知識・経験を生かした就労・社会活動への支援を行います。

関連する町の計画

・長久手町第５次高齢者保健福祉計画及び第４期介護保険事業計画

9　子育て支援

現状と課題

近年、女性の社会進出、核家族化等の社会変化に伴い、子どもを育てる環境が大きく変化しており、特に晩婚化、出生率の低下により、少子化が進んでいます。また、育児不安から児童虐待や育児放棄する家庭が増加していることも課題となっています。

本町では、母親が安心して出産するための環境づくりとして、不妊治療の助成や妊婦健診無料化の拡大などを行い、出産直後のケアとして、育児ノイローゼを防止するため、こんにちは赤ちゃん訪問事業を開始しました。また、少子化対策として３人目以降の子への出産祝い金制度を創設し、子ども医療費の無料化の拡大、児童手当の拡大など、経済的な子育て支援にも積極的に取り組んできました。さらに、施設面では、新たな保育所として長湫南保育園を開設し、子どもの居場所として学童保育所や児童館を充実するとともに、新たな交流拠点として青少年児童センターを開設するなど、子どもを安心安全に守り育むための様々な取り組みを行ってきました。

しかしながら、今後も夫婦共働きの増加が予想されることから、保育所入所希望者の一層の増加が見込まれ、乳児保育や延長保育に加え、一時保育、休日保育、病児・病後児保育(※)など保育へのニーズもさらに多様化しています。今後は、既存施設の有効利用を図りつつ、住民ニーズに応じた保育所の整備を検討する必要があります。

子どもの居場所については、町内に児童館が５箇所あり、児童館を拠点として児童の健全育成に取り組んでいますが、留守家庭児童の増加や都市化によって、緑に囲まれた子どもの遊び場が急速に減少するなどの問題が生じています。こうした中、児童の健全育成の面から、子どもの居場所づくりとして、放課後留守家庭児童のための児童館や児童クラブ(※)の増設、子どもの遊びの場としての施設の整備、地域の人々との関わりを含めた活動の充実等、地域全体で支えあいながら子育て力を高めていくことが求められています。

■保育園・幼稚園入所児童の推移

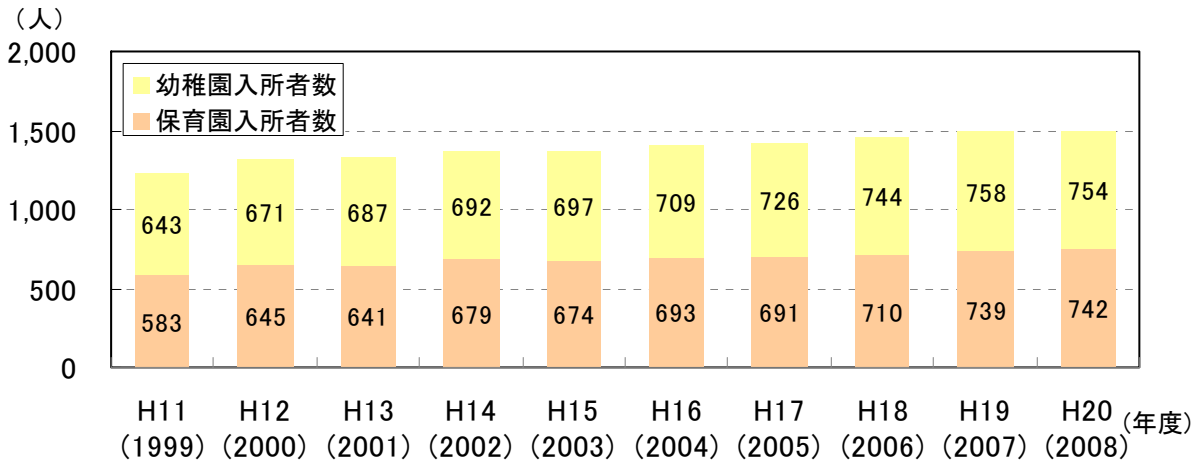

資料：子育て支援課

※病児・病後児保育：病気時及びその回復期に、まだ保育所や幼稚園等へ行けない子どもたちを預かり保育する制度。

※児童クラブ：留守家庭等の小学生（概ね 10 歳未満）を対象に、放課後の居場所として活動する事業。

こんなまちづくりを目指します

保護者が安心して働き、子育てができるよう、保育の充実と、地域の実情に応じた幅広い健全育成事業を実施し、地域全体で支える仕組みづくりをすることにより、安心して楽しく子育てできる環境の充実したまちをめざします。

実現の柱は・・・

子育て支援

- （1）保育の充実
- （2）子育て支援の充実
- （3）児童健全育成事業の充実
- （4）安全な居場所の確保

柱の中身は・・・

（1）保育の充実

・保育需要の増加に対応するため、老朽化した保育園についての改築や適正な定員施設への改修を行い、新たな保育園を整備します。また、今後の保育サービスについて、民間の認可保育所を含めた運営方法を検討します。
・延長保育を含めた長時間保育、障害児保育等の充実とともに、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など住民の新たな保育ニーズに柔軟に対応します。
・保育相談や保育情報の提供など子育て支援機能を充実することにより、保護者や地域に対する子育て支援を進めます。

（2）子育て支援の充実

・子育て支援センターを拠点に、ファミリーサポート・子育て相談を推進し、子育ての喜びや悩みを分かち合える場の提供に努めます。また、男性の子育て参加を推進し、子育てサークルや子育てボランティアを育成するなど、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。
・児童虐待を未然に防ぐため、関係者のネットワークを一層推進します。
・これから親になる住民への出産、子育てに関する知識や意識の向上に努めるとともに、出産直後の育児不安の解消や、新生児･乳児などの定期健診についても充実を図ります。

（３）児童健全育成事業の充実

・児童館等の施設を拠点として、放課後留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブの増設や、子どもの余暇時間への対応、異年齢間の交流、地域を含めた世代交流等、各種事業を推進します。また、地域の人的財産を活用して、遊びの指導者の育成や、伝統技術等に触れられるような、地域を知る活動を充実させます。

（４）安全な居場所の確保

・１小学校区に１つの児童館を基本に、市が洞小学校区に新たな児童館を整備するなど、地域で子どもが集まれる場を確保します。
・放課後の子どもの安心・安全な居場所を確保するため、学校の余裕教室や地域の児童館等を利用し、地域のボランティアなどと連携し、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民の交流活動等の取り組む「放課後子どもプラン」を推進します。

関連する町の計画

・長久手町次世代育成支援行動計画

10　消防・救急

現状と課題

わが国では、災害や事故の複雑化、住民ニーズの多様化、人口減少時代や高齢化社会の到来など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。地域の安心・安全を確保し、消防が今後も責務を果たしていくためには、消防体制の一層の体制強化が求められています。このため、平成 18 年には消防組織法の一部が改正され、消防の広域化の推進に関する規定が盛り込まれ、県も自主的な市町村消防の広域化を推進するため、平成 20 年に愛知県消防広域化推進計画を策定しました。このため、今後はこれを踏まえ、近隣消防組織と広域化に向けた協議が必要となってきます。

一方、地域消防については、消防団や婦人消防クラブ、自主防災組織が担い手の中心となっていますが、高齢化社会の進展や就業構造の変化などに伴い、特に消防団員の確保は困難な状況です。消防団をリーダーとした消防防災力の強化は、地域消防にとって重要なため、団員の確保に努める必要があります。

本町における火災の発生状況は、平成 14 年以降急激な変化は見られませんが、火災による死者の発生を防止するため、高齢化や核家族化に対応するきめ細やかな住宅防火対策が求められています。

救急需要については増加傾向にあり、今後も人口の増加や高齢化の進展が見込まれることから、引き続き高水準で推移することが見込まれます。さらに救急車をタクシー代わりに通院に利用するなど、不適切な使用が国全体の問題となっています。これらのことから、本町においても真に緊急を要する傷病者へ迅速な対応を行う救急体制の整備が求められています。また、地域住民の救命活動や応急手当技術を普及・啓発するため、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）や救命講習についても引き続き推進する必要があります。

■火災発生件数の推移

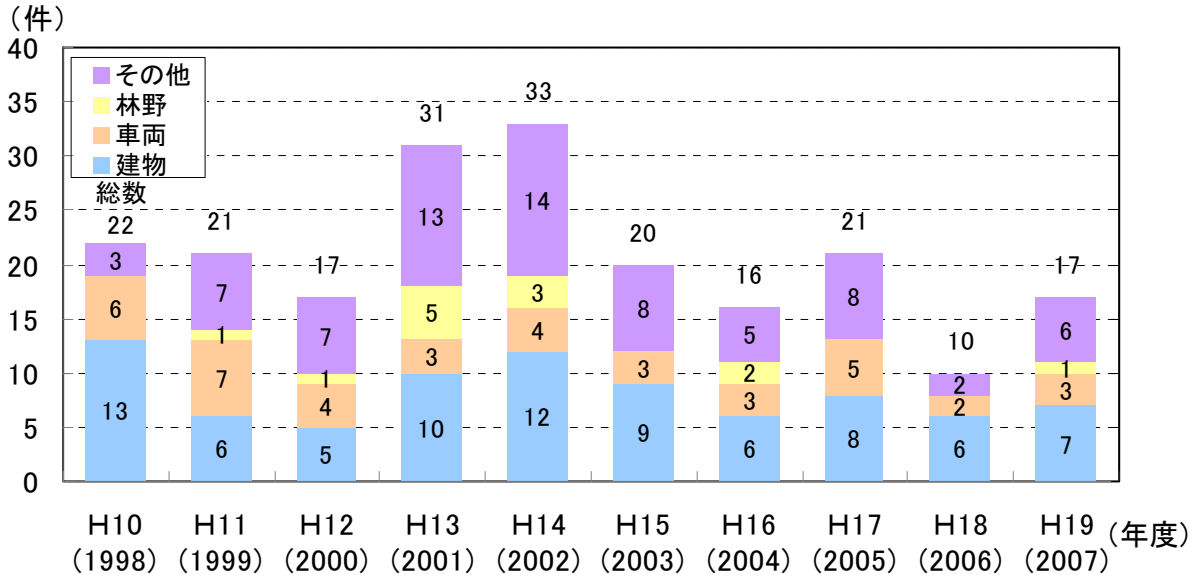

資料：消防本部

こんなまちづくりを目指します

住民の安心・安全を守るため、消防体制の強化を図り、住民一人ひとりが消防に対する意識を高め、消防署、消防団、自主防災組織等の連携により地域消防防災体制を強化し、高度な救急サービスの提供や住宅防火対策を推進し、安全で災害に強いまちを目指します。

実現の柱は・・・

消防・救急

- （1）消防体制の強化
- （2）地域消防防災力の強化
- （3）火災予防対策の推進
- （4）救急体制の充実・高度化

■救急出動件数の推移

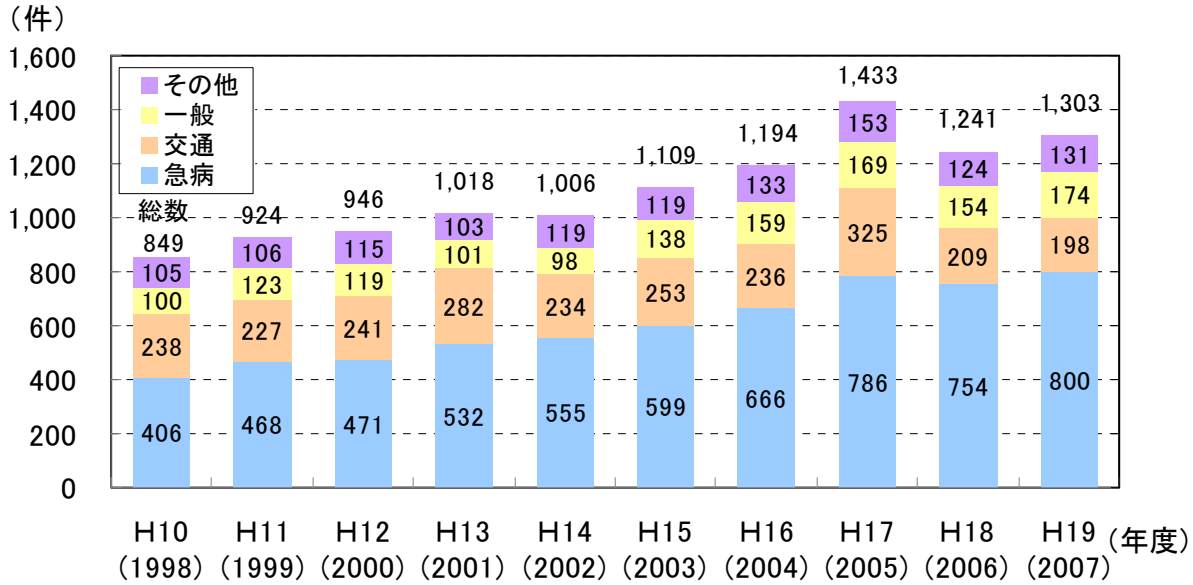

資料：消防本部

柱の中身は・・・

（１）消防体制の強化

・必要な災害対応力の確保を図るため、近隣消防組織との消防広域化の枠組みについて検討します。
・消防救急無線のデジタル化、指令施設など効率的で高度な消防・救助活動に必要な資機材を整備するほか、消防・救助技術及び知識等の習得を図るとともに、消防訓練を充実し、災害現場において消防隊員が必要とする活動能力の向上を図ります。

（２）地域消防防災力の強化

・消防団と民間事業所の自衛消防組織や地域の防災団体等との連携を強化し、地域消防防災力の一層の充実を図ります。
・地域の安全確保のためには、消防団員の確保が必要不可欠であることから消防団の必要性を住民に周知するとともに、消防団員の加入促進や活動しやすい環境を整備します。

（３）火災予防対策の推進

・地域との連携や広報媒体を活用した広報を通じ、住宅火災警報器の設置及び防炎物品の使用を促進し、住民の防火意識の高揚を図ります。
・防火対象建築物に対する査察・違反処理体制の充実を図り、防火対象物の防火安全対策を推進します。

（４）救急体制の充実・高度化

・医療機関と連携した救急体制の確保及び救急隊員の教育訓練の充実を図り、救急業務の高度化を推進します。
・救急車の適正利用の啓発等、通報受付時のトリアージ(※)の検討を進めます。
・町内事業所へのＡＥＤの設置促進や救命講習等の実施により、応急手当技術の普及を促進します。

※トリアージ：災害医療において、最善の救命効果を得るために、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定すること。

11　地域医療

現状と課題

本町には、総合病院１か所、病院１か所、診療所 30 か所、歯科診療所 21 か所があります。診療所の内訳としては、内科、小児科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、産婦人科等となっており診療科目は充実しています。また、自家用車等により、近隣の瀬戸市、尾張旭市、名古屋市、日進市等の医療機関についても、利用しやすい状況になっています。

救急医療体制については、第１次救急医療は、日進市休日急病診療所で対応、第２次救急医療は尾張東部地域救急医療対策協議会に属し、公立陶生病院で対応、第３次救急医療は、町内にある愛知医科大学病院の高度救命救急センターが対応しており、体制の確保を図っています。第１次救急医療については、現在、日進市休日急病診療所を利用していますが、町外であること、診療時間が昼間に限られていることなどから、住民が安心して暮らせる医療体制の確保や生活習慣病予防、治療、リハビリテーションに結びつく包括的医療体制を確保するため、町内診療所・病院等と連携する必要があります。

■医療施設数の推移

各年 10 月１日現在

年	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)
病　　院	2	2	2	2	2
一般診療所	28	30	30	33	34
歯科診療所	21	21	21	22	21
薬　　局	8	9	10	11	13

資料：愛知県瀬戸保健所「事業概要」

こんなまちづくりを目指します

乳幼児から高齢者まで、だれもが安心して必要な医療を必要な時に受けることができるまちを目指します。

実現の柱は・・・

地域医療

- （１）救急医療体制の充実
- （２）包括的医療体制の整備

柱の中身は・・・

（１）救急医療体制の充実

・住民が急病や怪我などで医療が必要な場合、住民が自ら愛知県救急医療情報システム（※）を積極的に活用することができるよう啓発を行っていきます。

・住民の身近な場所で第１次救急医療が受けられるよう、休日急病診療所の設置について検討します。

（２）包括的医療体制の整備

・住民の健康の保持増進を目的として、疾病や生活習慣病の予防、疾病の早期発見、リハビリテーションの充実を図るとともに、急激な高齢社会の到来に対し、保健・医療・福祉・介護の連携を強化します。

関連する町の計画

・長久手町第５次高齢者保健福祉計画及び第４期介護保険事業計画

※愛知県救急医療情報システム：24 時間、365 日、症状に応じ、診療可能な医療機関の情報を手に入れられるシステム。

12　保健衛生

現状と課題

平成 19 年度までは老人保健法に基づき、生活習慣病予防を目的とし、基本健康診査やがん検診、保健指導等を実施してきましたが、保健指導の徹底が不十分で成果があまり上がりませんでした。その結果、平成 20 年４月１日からは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40 歳から 74 歳までの町国民健康保険加入者を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防を目的とした特定健診、特定保健指導が開始されました。

今後も引き続き住民全体の健康レベルの向上をめざし、麻しん(はしか)等の感染症の予防や健康診査や保健指導を充実し、メタボリックシンドローム・生活習慣病を予防することが課題となっています。また、平成 16 年度から実施してきた健康づくり事業(※)についても、内容等を充実して実施していく必要があります。

■医療保険（国民健康保険）の状況　疾病分類別受診費用額割合

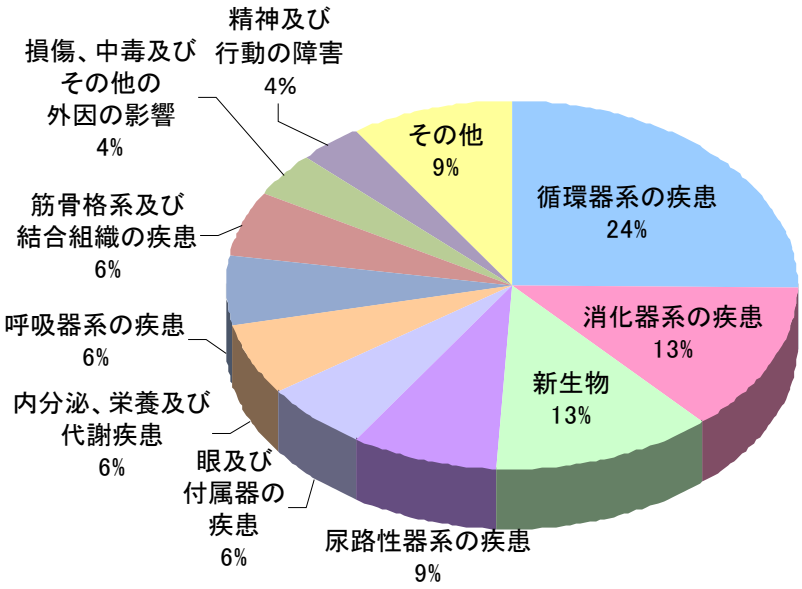

資料：保健医療課

こんなまちづくりを目指します

生活習慣病予防を目的とした健康診査、保健指導を充実し、乳幼児から高齢者までの幅広い住民を対象に一環した保健サービスの提供を図ることにより、住民が自らの健康管理意識を持ち、心身の健康レベルを高め、健康寿命を延伸できるまちづくりをめざします。

※健康づくり事業：国の「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21)」に基づき、健康の保持及び増進を推進する町の事業。

実現の柱は・・・

保健衛生

- （１）健診、保健指導の充実
- （２）感染症予防の強化

柱の中身は・・・

（１）健診、保健指導の充実

・生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防を目的とした特定健診、がん検診の受診率の向上、及び特定保健指導を充実して実施していきます。さらに、住民全体を対象とした健康づくり事業を推進していきます。

（２）感染症予防の強化

・感染症の流行を最小限に押さえるため、予防接種等を受けやすい環境を整備していきます。
・感染症に対する正しい知識を普及・啓発していきます。

関連する町の計画

・長久手町特定健康診査等実施計画
・長久手町次世代育成行動支援計画

13　健康増進

現状と課題

健康づくり事業については、平成12年から国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に基づき推進しており、本町も平成16年度に長久手町健康づくり計画「元気になりゃあせながくて21計画」を策定し、住民の健康の保持及び増進を目指し、事業を推進してきました。平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドローム対策として、特定健診、特定保健指導を実施しています。

しかし、平成19年10月、町が実施した健康づくり、健診等に関するアンケート調査の結果によると、日頃からストレスを感じている住民が多く、定期的に運動している人の割合が低いことから、住民全体を対象として、生活習慣病予防や健康増進、健康寿命の延伸を目的とした健康づくり事業を展開していくことが課題です。

■医療保険の状況（%）

【ストレスの感じ方の割合】

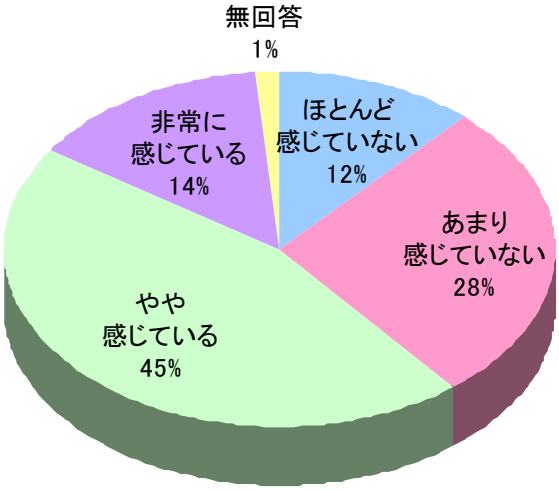

【定期的に運動している人の割合】

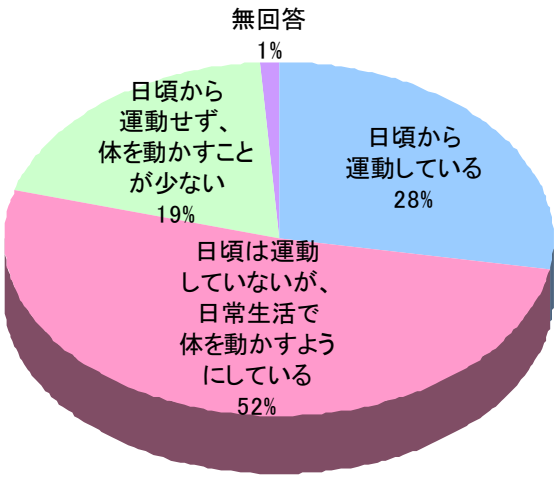

資料：長久手町健康づくり、健診等に関するアンケート結果報告書

こんなまちづくりを目指します

住民一人ひとりが健康に関心を持ち、積極的に「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるとともに、地域で自主グループ等を運営し、住民が「健康づくり」を通して交流できるまちづくりを目指します。

実現の柱は・・・

健康増進

- （１）住民主体の健康づくり事業の推進
- （２）健康増進事業の実施
- （３）健康づくり事業実施の基盤整備の推進

柱の中身は・・・

（１）住民主体の健康づくり事業の推進

・平成 20 年度に実施した「長久手町健康づくり計画『元気になりゃあせながくて 21 計画』」の中間評価の結果に基づき、５つの課題「食事」「たばこ」「歯の健康」「元気・こころ」「運動」を中心とし、住民主体で健康づくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。

・健康づくり事業を推進するボランティア「すこやかメイト」の自主グループ化を推進します。

（２）健康増進事業の実施

・妊婦や乳幼児及びその家族を対象とする健康教育、健康診査、相談事業を実施し、「元気になりゃあせながくて 21 計画」を中心とする事業を継続的に実施します。

（３）健康づくり事業実施の基盤整備の推進

・保健師、管理栄養士、運動指導員等のマンパワーを確保し、住民が自らの健康の保持について的確な指導を受けることができる体制づくりを推進します。

・身近で健康づくりに取り組むことができるよう、場所の確保やマンパワーの提供方法を検討します。

関連する町の計画

・長久手町健康づくり計画「元気になりゃあせながくて 21 計画」

・長久手町次世代育成支援行動計画

14　食育

現状と課題

本町では、平成 19 年 10 月に実施した健康づくり、健診等に関するアンケート調査の結果によると、朝食をほとんど食べない住民や、外食、惣菜等の利用頻度が高い住民が少なくありません。この結果に加え、脂肪の過剰摂取や野菜不足等、食習慣の乱れや栄養の偏りの問題も生じており、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加を招いています。また、食の安全性や家族の団らん減少に伴う孤食の増加など、ライフスタイルや価値観、ニーズの高度化・多様化に伴い、食生活や食に関する環境は大きく変化しました。

このような食生活における現状は、国全体の傾向でもあることから、「食」は命の源であるという前提に立ち、日々の暮らしの中で自らに適した「食」に関する知恵や関心を高め、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を国全体で推進するため、平成 17 年に「食育基本法」が制定されました。

本町においても、平成 19 年度に「長久手町食育推進計画」を策定し、住民の生涯学習事業として各種料理教室や健康講座の開催、給食事業（※）、食生活改善事業、保健事業、田園バレー事業等、様々な食育関連事業を実施してきました。今後、住民が食についての意識を高め、健全な食生活を住民自らが実践できるようにするため、事業の充実を図るとともに全庁的な事業展開が必要です。

■食育の状況（%）

【朝食を食べる割合（40 歳未満）】

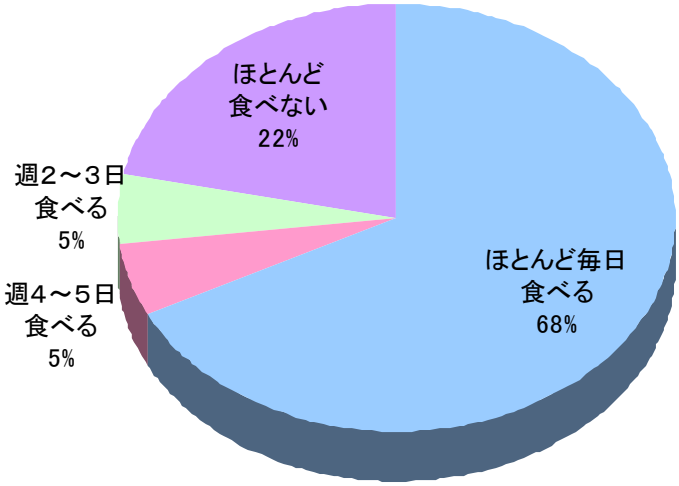

【外食や市販の弁当・惣菜を利用する割合】

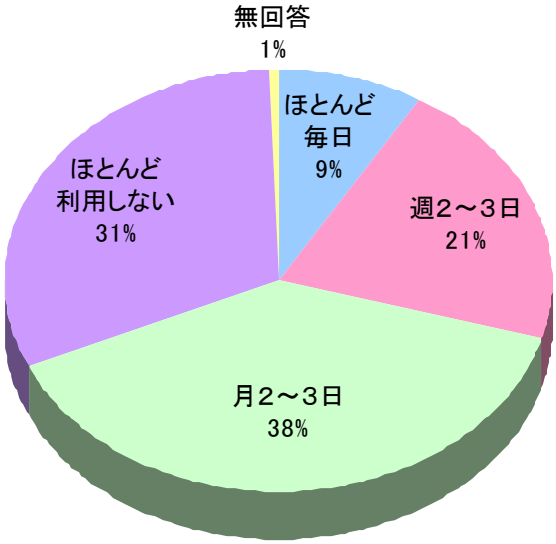

資料：保健医療課

こんなまちづくりを目指します

住民一人ひとりが食の大切さを理解し、食育に主体的に取り組むことができ、健康で豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指します。

※**給食事業**：子どもの望ましい食習慣の形成のため、本町では、保育園給食・学校給食を実施。

実現の柱は・・・

食育

- （１）食を通じた健康の増進
- （２）子どもに対する食育の推進
- （３）地産地消の推進
- （４）食に関するボランティア活動への支援
- （５）食についての正しい情報提供

柱の中身は・・・

（１）食を通じた健康の増進

・学校、保育園等において「早寝・早起き・朝ごはん運動」及び「元気になりゃあせながくて 21 計画」を積極的に推進し、生活リズムの向上を図ります。小児の肥満や成人のメタボリックシンドローム、生活習慣病の予防を目的とし、バランスのとれた栄養摂取に関する正しい知識の提供を図るとともに、栄養士等による相談事業を実施します。

（２）子どもに対する食育の推進

・妊婦や乳幼児に対し、各種栄養に関する教室を開催し、栄養に対する正しい知識を普及・啓発します。
・保育園、学校において、食育に関する年間指導計画に基づき、食に対する関心を高めるとともに正しい知識を普及・啓発します。
・給食の献立内容の一層の充実を図るとともに、施設の改善と充実を図ります。
・食に関する関心と理解、食習慣を確立させるため、学校、地域、保育園、保健所、保健センター、平成こども塾等の連携を促進します。

（３）地産地消の推進

・田園バレー交流施設を拠点とし、地域の農産物の販売を通し、生産者と消費者の交流を促進します。保育園給食や学校給食においても、地産地消の観点から、町内の米、野菜等地元食材の活用を図ります。

（４）食に関するボランティア活動への支援

・食生活改善推進員会等に対し、食に関するボランティア活動の場の提供を積極的に行っていきます。

（５）食についての正しい情報提供

・食品の安全性や栄養、食習慣等の正しい情報を収集し、町の広報紙、ホームページ、ＣＡＴＶを活用し、情報提供を行います。

関連する町の計画

・長久手町食育推進計画
・長久手町健康づくり計画「元気になりゃあせながくて 21 計画」
・長久手町特定健康診査等実施計画

15　墓園

現状と課題

本町の墓地には、(財) 卯塚緑地公園協会が管理・運営する卯塚墓園をはじめ、地域集落営墓地（※)、あるいは寺院営墓地があり、このうち地域集落墓地や寺院営墓地の歴史は古く、使用者が限られていることから、すでに墓地の空きはほとんどない状況にあります。今後は、市街化の進展および生活環境の整備に伴い、これら墓地の取り扱いについて検討する必要があります。

また、市街化区域内の基盤整備の進行に伴う転入者の増加や定住化、高齢者社会の進展等により、墓地需要も増加傾向にあることから、墓園の計画的な拡充を行う必要があります。核家族化や価値観の多様化など、社会情勢の変化に配慮した上で、現在進んでいる長湫南部土地区画整理事業地区の計画の中で、卯塚墓園の拡張を行う必要があります。

また、火葬場については、現在、名古屋市と瀬戸市の施設を利用していますが、今後は人口増による火葬場の需要増加も見込まれ、近隣施設との連携が重要となってきます。

こんなまちづくりを目指します

新しい住民の定住化等による墓地需要に対応するため、将来にわたり安定した墓地供給ができるように整備拡充し、やすらぎのあるまちを目指します。

実現の柱は・・・

墓園
- （１）墓地需要および墓地形態の検討
- （２）墓地の拡充

※地域集落営墓地：地域集落が管理運営している墓地。

柱の中身は・・・

（１）墓地需要および墓地形態の検討

・市街化区域の基盤整備に伴う人口増加や転入者の定住化や、高齢化社会の進展による新規需要の予測を行います。
・核家族化や未婚者の増加、価値観の多様化など社会情勢の変化に対応するため、墓地需要の動向を踏まえ効率的な墓地形態の検討をします。

（２）墓地の拡充

・墓地の拡充については、長湫南部土地区画整理事業の進行に合わせて、現有の卯塚墓園を拡張します。なお、現在卯塚墓園の管理、運営については（財）卯塚緑地公園協会が行っていますが、今後は町の墓地の拡充とともに新たな公益法人の設置を検討し、既存の卯塚墓園と一体管理できるよう積極的に支援します。
・火葬場の設置については、町単独で管理・運営するには効率等に問題があるため、現在利用している近隣施設との協力関係の強化を進めるとともに、今後も検討します。

16　勤労者福祉

現状と課題

近年、女性の社会進出や高齢者を含む就業希望者数は一層増大していますが、これらの人々に対する雇用状況は必ずしも満足な状態とは言えません。また、正規労働者と非正規労働者との格差が広がり、ワーキングプア（※）等の問題が顕著になってきていることから、全体的に見ても労働事情や雇用情勢も必ずしも良好とは言えない状況にあります。このような状況の中、次代を担う子どもや若者に働くことの大切さを啓発するとともに、労働者人口の減少を防ぎ、住民の雇用機会の拡大を図るための積極的な支援を行う必要があります。

また、勤労者の生活の安定と向上を図るため、良好な労働環境の確保を企業に働きかけるとともに、勤労者の福利厚生を充実していくことが求められています。

こんなまちづくりを目指します

就業者の労働環境の改善を支援するとともに、雇用機会の拡大を図り、一人ひとりがその能力を十分発揮しながら、健康で安心して働ける勤労者生活の実現を目指します。

実現の柱は・・・

勤労者福祉

- （１）就業機会の拡大
- （２）労働環境の改善
- （３）職業能力の向上

※ワーキングプア：正社員並み、あるいは正社員としてフルタイムで働いても、ギリギリの生活さえ維持が困難、もしくは生活保護の水準以下の収入しか得られない就労者の社会層。

柱の中身は・・・

（１）就業機会の拡大

・ハローワーク、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構などとの連携を強化し、就業機会の確保への支援を図るとともに、ひとり親家庭や女性の雇用安定、高齢者や障害者の就業機会の拡大に努め、雇用情報の提供を行います。

（２）労働環境の改善

・労働条件の確保を図ることはもとより、労働時間の短縮、働く人々の安全と心身両面にわたる健康の確保等について、関係機関と連携・協力し、良好な労働環境を確保するよう企業に働きかけます。

（３）職業能力の向上

・愛知県職業能力開発協会をはじめ各種職業能力開発機関と連携し、働く人々の職業能力の開発及び向上を図るため、職業能力開発についての助言、相談、職業訓練の振興、技能検定試験に関する支援など、職業能力の向上に役立つ情報や資料の提供を行います。

17　消費者保護

現状と課題

近年、「豊かな時代」と言われており、消費生活の主体は量から質の消費へと変化しています。これに対応して、消費生活では、多種多様なサービスが日常に幅広く浸透しています。本町においても「賢い消費者」の育成をめざし、消費生活講座の開催、広報誌での啓発、消費者団体等への指導を行うとともに、様々な形での被害や不利益を被った人々に対して消費生活相談窓口を開設しています。

しかし、マルチ商法や振り込め詐欺、不当請求などの新たな消費者トラブルが発生し、消費者問題は発生領域がさらに広がっています。また、格差社会が広がる中、生活のための借金等多重債務者も増加しています。一人ひとりが主体的に消費者活動を行い、「自立した消費者」となるよう、適切な情報の提供や組織の強化、相談体制の充実を図っていく必要があります。

■消費生活相談件数の推移

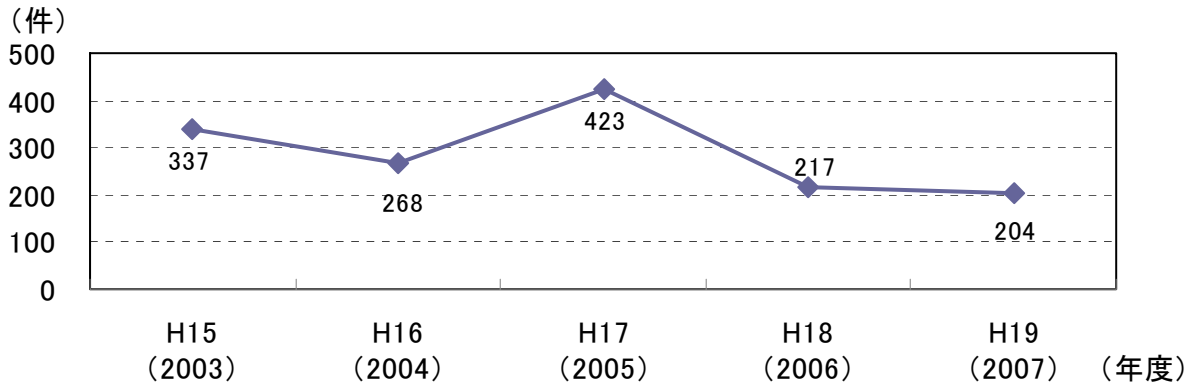

資料：産業緑地課

こんなまちづくりを目指します

適切な情報の提供や相談業務の充実により、消費生活における被害防止を図り、住民一人ひとりが正しい知識を持ち、安心して消費生活を送ることができるまちを目指します。

実現の柱は・・・

消費者保護

- （１）消費者活動の支援
- （２）消費者被害の予防
- （３）消費者相談体制の充実

柱の中身は・・・

（１）消費者活動の支援

・消費生活の安定と向上を図るため、健全で自主的な消費者団体の諸活動を支援するとともに、消費者団体等を取りまとめる消費者リーダーを育成します。
・また、消費者の学習意欲に応える、消費生活講座、生活展等を開催し、消費生活の意識を啓発します。

（２）消費者被害の予防

・複雑かつ多様化している消費者被害を防止するため、消費者保護や被害を予防するための情報を提供するとともに、消費者問題に対する意識啓発と消費者教育の一層の推進を図り、自己責任に基づき消費行動を行うことのできる消費者を育成します。
・消費生活講座、生活展等を開催し、知識の普及や消費生活の意識の向上を啓発します。

（３）消費者相談体制の充実

・国における消費者行政の一元化の動向を注視するとともに、住民にとって最も身近な自治体として消費者相談体制の強化、消費者相談員の育成、充実を図ります。